

日時：平成 25 年 8 月 8 日（木）
午後 2 時から 4 時まで
場所：関内中央ビル 5 階 大会議室

第 34 回 横浜市福祉のまちづくり推進会議 次第

1 開会

- 委員及び事務局の紹介

2 推進会議の説明（会議の趣旨等）

3 会長、副会長の選出

4 小委員会の委員選出

5 議事

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則 道路・公園の整備基準等原案について（市民意見公募の結果報告と結果を踏まえた素案からの修正部分について）

6 報告

横浜市バリアフリー基本構想について

7 その他

今後のスケジュール

配付資料

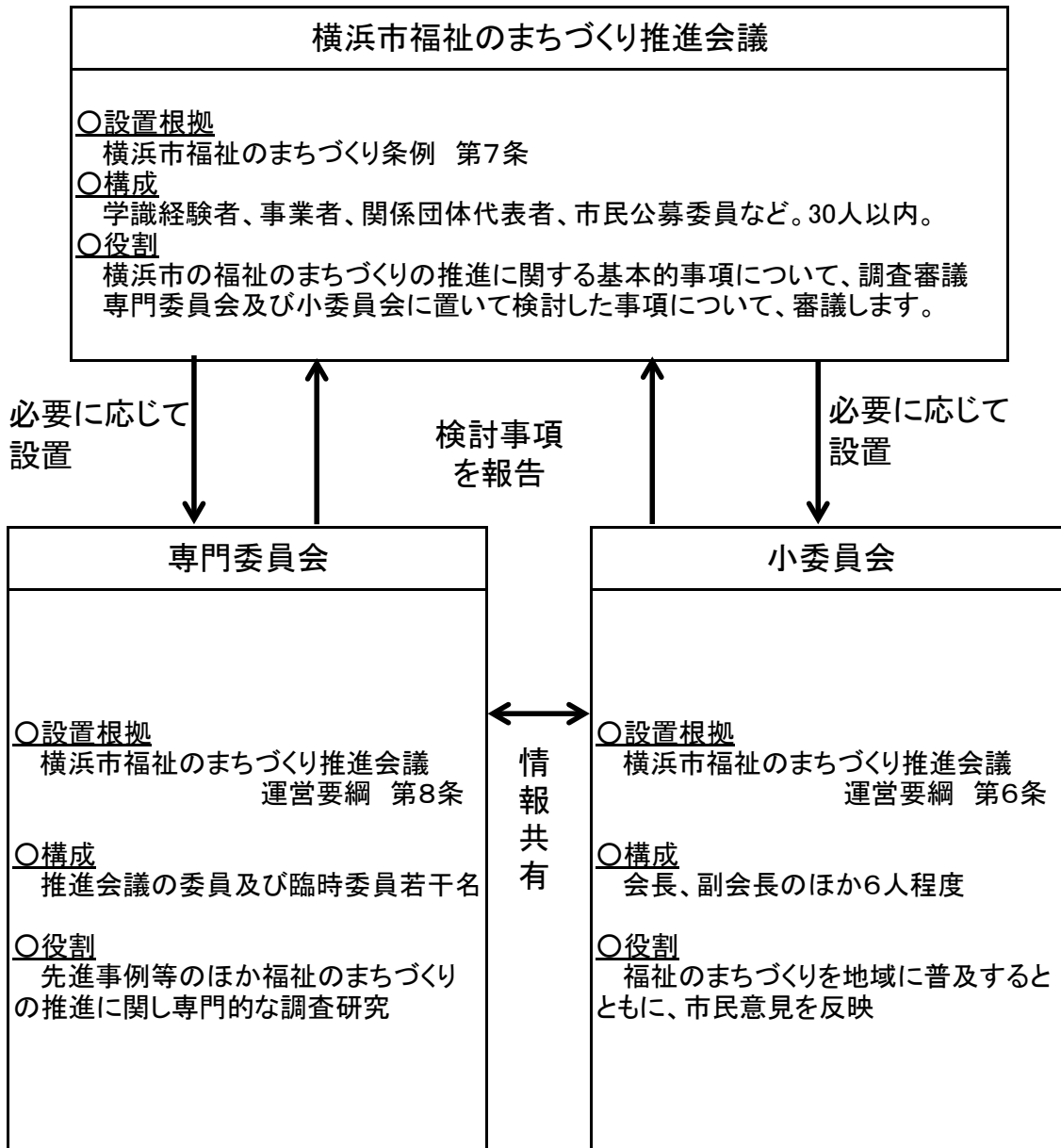
- ・ 基礎資料（条例・施行規則、委員名簿、席次、運営要綱）
- ・ 【資料 1】横浜市福祉のまちづくり推進会議について
- ・ 【資料 2】横浜市福祉のまちづくり 条例制定から現在まで（条例関連抜粋）
- ・ 【資料 3】福祉のまちづくり条例施行規則の改正（道路・公園の整備基準の改正等）について
- ・ 【資料 3－1】横浜市福祉のまちづくり条例施行規則改正案（道路及び公園の整備基準の改正等）に関する意見公募の実施結果について
- ・ 【資料 3－2】道路の整備基準原案
- ・ 【資料 3－3】道路の整備基準原案
- ・ 【資料 3－4】適合証及び表示板様式原案
- ・ 【資料 4】横浜市バリアフリー基本構想について
- ・ 【資料 5】今後のスケジュール

凡例

- ・ 福まち条例 … 横浜市福祉のまちづくり条例（平成 9 年条例第 19 号）
- ・ バリアフリー法 … 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・ 建築物バリアフリー条例 … 横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例（平成 16 年条例第 51 号）

横浜市福祉のまちづくり推進会議について

◆横浜市福祉のまちづくり推進会議 構成図



横浜市福祉のまちづくり 条例制定から現在までの経緯

昭和 49 年 福祉の風土づくり運動スタート

推進母体として「横浜市福祉の風土づくり推進委員会」を設置

<基本理念>

「高齢者・子供・障害者等すべての市民が生活し、活動できる横浜市」の実現

昭和 50 年 「福祉のモデル地区」事業を開始

地域社会に福祉の芽を育てる環境づくりを行うため、福祉講座を中心とした事業を開始。
福祉の風土づくり推進事業「基本理念」制定・・・風土づくりはソフト・ハードの両輪で展開

昭和 52 年 「横浜市福祉の都市環境づくり推進指針」 制定

障害者をはじめ高齢者、幼児等だれもが安心して行動できる福祉のまちづくりを進めるため、福祉整備基準を設け、施設管理者の協力を受け整備促進。

(※現在の「施設整備マニュアル」の前身)

昭和 53 年 「重点整備地区事業」を開始（区と連携した地域づくりをスタート）

福祉のまちづくりを推進するため、1 区 1 地域を 3 ヶ年指定し、市民利用施設や公園、道路等を計画的に整備する。**(※「重点推進地区事業」のハード面に特化した事業)**

昭和 56 年 市社会福祉協議会と事業の連携を行う

福祉のモデル地区、福祉講座を地区の社会福祉協議会へ移管し地域への運動の広がりを図る。

昭和 62 年 「重点整備地区」に指定された区の中から「啓発重点区」を位置づける

区の特性を生かした福祉広報の充実のため、重点整備地区に指定された区を位置づけ、福祉イベントを中心に 3 ヶ年間活動。ソフトとハードが一体となったまちづくりを開始。

平成 2 年 ○重点整備地区事業を区主体に転換

○駅のエレベーター設置に補助

平成 3 年 「横浜市福祉の都市環境づくり推進指針」 改定

高齢化社会の進展や大規模開発事業への対応、日常生活上の施設の整備促進等のため。

平成 4 年 推進指針の福祉整備基準を一部取り入れた「市建築基準条例」改定

平成 5 年 ゆめはま 2010 プラン長期ビジョン確定 → **福祉のまちづくり条例制定について明文化**

平成7年 「福祉のまちづくり検討委員会」を設置

横浜市における今後の福祉のまちづくりのあり方を検討するため、市民・事業者・学識経験者・行政職員で構成して発足。

検討委員会の「横浜市における福祉のまちづくりのあり方について（提言）」をうけて条例制定。

<条例の基本的性格について>

- (1) (中略) 横浜に住み暮らす人、訪れる人、全ての人にとって等しく利益が得られるものとして、その精神を高らかに宣言すべきである
- (2) 障害者、高齢者等を対象とした特別の法制度ではなく、すべての人にとって安心、安全なまちづくりにつながるものとして、(中略) 整備内容を位置づけるべきである。

平成9年 横浜市福祉のまちづくり条例 施行

<基本理念>

- (1) 基本的人権の保障とノーマライゼーション
- (2) 生活者主体の視点による福祉のまちづくり
- (3) 協働によるまちづくり

平成11年 ○「横浜市福祉のまちづくり推進指針」発行（平成11～22年）

2010年に目指す都市像（長期目標）及び2001年までの短期目標（平成11～13年）を示す

- 関内駅周辺重点推進地区事業開始（平成11～16年度末）

平成14年 磯子駅周辺重点推進地区事業開始（平成14～16年度末）

平成15年 「横浜市福祉のまちづくり推進指針」改定（平成14年～18年）

・・・2006年までの短期目標「みんなで福祉のまちづくり情報をキャッチボールしよう」

平成16年 ○ 鶴見寺尾地区重点推進地区事業開始（平成16～19年度末）

- 青葉台駅周辺重点推進地区事業開始（平成16～19年度末）

平成17年 ○ 金沢文庫駅周辺重点推進地区事業開始（平成17～19年度末）

平成19年 ○「横浜市福祉のまちづくり推進指針」改定（平成19年～22年）

・・・2010年までの短期目標「さあ、行動しよう！福祉のまちづくり」

- 中川駅周辺重点推進地区事業開始（平成19～22年度）

平成20年 横浜市福祉のまちづくり条例施行規則改正

・・・平成18年に制定されたバリアフリー法（ハートビル法と交通バリアフリー法の統合）を受けて、整合性を図るため。

平成 23 年 「横浜市福祉のまちづくり推進指針（改定版）」発行（平成 23～27 年度）

平成 23 年～「横浜市福祉のまちづくり条例」及び「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則」改正に向けた検討

- ◆小委員会での検討：条例改正関係・・・条例の前文作成・検討、市民参画について
福まち推進関係・・・表彰制度の導入検討、福祉教育の進め方等
- ◆専門委員会での検討：福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例を一本化、
対象施設等のわかりにくさの解消について、用途の追加、
整備基準について

平成 24 年 改正「横浜市福祉のまちづくり条例」公布

【主な改正点】

- ・福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例を一本化
- ・福祉のまちづくり条例の理念を明文化
- ・市民参加の確保を規定
- ・2,000 m²以上の共同住宅について、バリアフリー化を義務付け

平成 25 年 7 月 一部改正「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則」（建築物ほか）公布

【主な改正点】

- ・建築物全般の整備基準の見直し
- ・子育て世代に配慮した設備規定を追加
- ・共同住宅の整備基準の見直し

平成 25 年 9 月（予定）一部改正「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則」（道路・公園）公布

【主な改正点】

- ・道路と公園の整備基準の整理、見直し
- ・表示板と適合証を新様式に変更

平成 26 年 1 月 「横浜市福祉のまちづくり条例」「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則」施行

福祉のまちづくり条例施行規則の改正（道路・公園の整備基準の改正等）について

1 改正の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）の改正により、バリアフリー法の委任を受け、道路に関するバリアフリーの基準を定めた「横浜市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例」及び都市公園に関するバリアフリーの基準を定めた「横浜市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例」が平成 25 年 4 月 1 日に施行されました。

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則においても、道路及び公園のバリアフリーの基準を定めているため、分かりやすさの観点から、バリアフリーの基準を規定している上記条例との整合性を図るための改正を行います。

また、福祉のまちづくり条例及び条例施行規則に規定する一般都市施設整備基準、指定施設整備基準に適合した施設に対して交付している「適合証」及び表示板交付基準に適合した施設に対して交付している「表示板」について、より望ましい施設整備がなされている施設であることを広く市民の皆様にご知っていただくためのものとなるよう、様式を改正します。

2 意見公募の実施

資料 3－1 のとおり

3 改正概要

(1) 資料 3－2 「道路の整備基準原案」

<改正のポイント>

- ・原則として、整備項目の構成、文言を「横浜市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例」と整合を取ります。

(2) 資料 3－3 「公園の整備基準原案」

<改正のポイント>

- ・原則として、整備項目の構成、文言を「横浜市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例（以下「公園バリアフリー条例」という。）」と整合を取ります。
- ・公園バリアフリー条例と整合を図る上で、福祉のまちづくり条例施行規則に規定すべきと考える基準を新たに追加します。
- ・公園の便所について、「建築物」の「便所」の基準の適合を求めていくため

の所要の改正を行います。

- ・公園バリアフリー条例が適用される都市公園法に基づく公園は、公園バリアフリー条例の基準の遵守が義務付けられるため、都市公園法に基づく公園に限り、公園バリアフリー条例と同じ基準については、福祉のまちづくり条例の基準適用を除外します。

(3) 資料3-4「適合証及び表示板様式原案」

<改正のポイント>

一般都市施設整備基準、指定施設整備基準及び表示板交付基準に適合した際は、それぞれ「一般都市施設整備基準適合証」「指定施設整備基準適合証」「表示板」を交付します。これらを親しみのある分かりやすいデザインに変更することで、掲示のある施設が、福祉のまちづくりの観点からよりよい整備がなされている施設であることを広く市民の皆様に知っていただくためのものとなるようにします。

4 スケジュール

平成 25 年 8 月 8 日	第 34 回推進会議（道路・公園の基準等改正原案確定）
9 月下旬	福祉のまちづくり条例施行規則（道路・公園の基準等の改正）の公布
平成 26 年 1 月	改正福祉のまちづくり条例及び施行規則 施行

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則改正案（道路及び公園の整備基準の改正等）に関する意見公募の実施結果について

1 実施概要

- (1) 意見募集期間 平成 25 年 6 月 17 日（月）～平成 25 年 7 月 16 日（火）
- (2) 意見提出方法 電子メール、郵送、FAX
- (3) 公表場所 区役所広報相談係、市役所市民情報センター
健康福祉局福祉保健課ホームページ
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/chifuku/fukumachi/jorei/joreikaisei.html>) などで閲覧

2 実施結果

- (1) 提出者数 提出者数 3 人・1 団体
- (2) 提出方法 電子メール 2 人、郵送 1 人、その他 1 人
- (3) 意見数 42 件

【パブリックコメント質問項目別意見数】

1	道路の整備基準について	27 件
2	公園の整備基準について	14 件
3	適合証について	0 件
4	表示板について	0 件
5	その他	1 件

3 いただいたご意見への対応

以下の考え方にに基づき、対応案を検討しました。

対応案	考え方
規則化する	基準化して、一律に整備を進めるべきもの
既に含まれている	既に福祉のまちづくり条例施行規則（案）に規定があるもの
啓発	規則化するよりも啓発等ソフト面で対応すべきもの
検討課題	次期規則改正の検討の参考とするもの
関係者と共有	関係者のご意見を共有するもの

4 ご意見の内容と対応案

【1 道路の整備基準について】

No.	意見の内容	対応
意見 1	一般都市施設 1 歩道 (4) 白杖の方が車いすのキャスターより細いです。「排水溝には、白杖が落ち込まない構造のふたをもうけること。」としてください。	検討課題
意見 2	一般都市施設 2 案内標示 (3) 弱視の人が見やすいように「目の高さ」にあると助かります。	啓発
意見 3	一般都市施設 3 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 (1) エ 「エ 不特定かつ多数の者が利用する施設又は視覚障害者が利用することの多い施設から最寄りの鉄道の駅又はバス停留所に至る道路のうち、視覚障害者を誘導するのに一番適したルート」としててください。	啓発
意見 4	一般都市施設 3 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 (3) 「視覚障害者用信号機」でなく、「音響信号機」としていただきたいです。 音サインは視覚障害者以外でも聴覚情報がキャッチできる方には利用できる情報です。	規則化する
意見 5	指定施設整備基準 1 通路 (4) 白杖の方が車いすのキャスターより細いです。「排水溝には、白杖が落ち込まない構造のふたをもうけること。」としてください。	検討課題
意見 6	指定施設整備基準 4 エレベーター 「(7) かご内及び乗降ロビーに設ける操作盤には、浮きだし文字と点字表示を設け、視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。」としていただきたいです。 また、可能であれば、「文字表記・停止階の音声案内・点字表記は、統一し、情報に混乱がないようにすること。」ということも付け加えていただきたいです。例えば、点字には2階、3階と書いてあって、文字では「乗り換え通路」「ペDESTリアンデッキ」となっていると、2階が通路なのか、3階のボタンを押したら「ペDESTリアンデッキ」におりられるのかわからない、不十分な情報提供となっていることがあります。	啓発
意見 7	指定施設整備基準 5 案内標示 (3) 弱視の人が見やすいように、「目の高さ」にあると助かります。	啓発
意見 8	視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 (1) イ 「・・・横断施設の通路のうち、視覚障害者を誘導するのに一番適したルート」としていただけるとうれしいです。	啓発
意見 9	視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 (2)	啓発

	<p>この手すりへの点字表示は有効に活用できる情報ですので、「必要に応じ」は省いていただきたいです。矢印記号と組み合わせて、この階段はどこに通じているものなのかを示す情報の提供、および現在地を示す情報もあると助かる。</p>	
意見 10	<p>視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備（3）</p> <p>乗り込み可能なエスカレーター進入口において、このエスカレーターを利用することでどこに行けるのかについての音声情報提供装置を設けてください。</p>	検討課題
意見 11	<p>再開発などで、4メートルもの広さの歩道ができることがあります。広いゆえに街路樹やモニュメントやベンチなどがランダムに配置され、それらは視覚情報しか発信していませんので、そういうものがあることが視覚情報が得られない者にはわかりません。</p> <p>かといって一定ルールで配置されていたとしても視覚情報なしにまっすぐ歩くことは極めて困難です。</p> <p>そういうときに誘導ブロックでなくても床材の違いという触覚的な情報があることで、道なりにあるくことができます。</p> <p>歩道上のある一定の幅（タイル一枚分でもいいです）違った足触りの舗装をしてもらうことはできないのでしょうか。</p>	検討課題
意見 12	<p>車止めポールは視覚障害者が歩行している上で怪我をする原因の上位を占めています。</p> <p>ぶつかっても衝撃が少ない素材のものを導入していただきたいと思います。</p>	関係者と共有
意見 13	<p>案内標示は視覚情報だけでなく聴覚情報でも提供していただきたいが、なかなか難しいところなのかと思います。</p> <p>交差点名など、聴覚情報で提供されると自分の今いる位置が把握できて歩行に安心感が生まれるので、何らかの御検討をいただければと思います。</p>	検討課題
意見 14	<p>歩車道の境目につきましては触覚でしっかりとわかるような手段が必要です。歩道を道なりに歩く手段がないため、感覚で歩くしかありません。駐車場出入口などで切り下げ部分が広がっていたりすると、知らないうちに車道に出てしまっていることもありますので、駐車場出入口の切り下げ部分については、2センチは必須と考えます。</p>	既に含まれている
意見 15	<p>よく「車椅子利用者などの通路と、視覚障害者が使う通路を分ければいい」というようなお話も聞きますが、視覚情報が得られる方ならば通路を選ぶことはできると思いますが、通路から聴覚情報なりが発信されていない限り、視覚情報なしに「視覚障害者が使う通路」の方だけを使うようにすることは困難です。「点字ブロックをそちらにつなげるように敷設すればよい」とおっしゃるかもしれませんが、点字ブロックはたまたまそのブロックを踏めない限り使用できない情報です。その通路を示す点字ブロックがどこにあるのかを視覚情報なしで</p>	検討課題

	キャッチするのは難しいことです。ですので、横断歩道に接する交差点などで歩道が切り下げされているところは歩車道の境目、全ての部分について足や白杖による確実な触覚情報が提供されていることが視覚障害者の命を守ることになります。	
意見 16	横断歩道へのエスコートラインの導入も積極的に行っていただきたいと思います。	関係者と共有
意見 17	歩道の幅員2メートル以上となっているが、市内にそんな歩道はない。	関係者と共有
意見 18	歩車道が分かれていないところは、2メートル以上は難しい。また、そのような道で車がスピードを出しているのが危険。	関係者と共有
意見 19	携帯電話を操作しながら歩いている人がいて、ぶつかりそうで怖い。ぶつかっても、こちらに非があるように言われる。マナーの問題だ。	啓発
意見 20	瀬谷駅北口では、ホームからバス停に向かう歩道で自転車とぶつかりそうになる。	啓発
意見 21	石畳の道は、デコボコしていて危ない。電動車椅子使用者だと、足で踏ん張れないので頸椎などに直接響く。景観だけで整備してほしい。車椅子で通りたくない道はたくさんある。	関係者と共有
意見 22	歩道が途中ですりつけもなく切れている。	関係者と共有
意見 23	歩道が狭く、車椅子で切り替えしができない。	関係者と共有
意見 24	トツカーナから地区センターの出入口付近の点字ブロックの上に自転車が停めてあり、通行のさまたげとなってとても危険である。	啓発
意見 25	モリフルーツとケンタッキー前の道路は、横断歩道もなく、点字ブロックもないので、駅から地区センターに向かう時に大変危険である。	関係者と共有
意見 26	戸塚ボーリング場前富士橋をぬける道路は交通量が多く、自転車もスピードを出して通行しているので、視覚障害者にとっても大変危険なので道路の整備をして欲しい。	関係者と共有
意見 27	舞岡公園へ向かう道路は、川が流れていますが、柵がないために落ちそうになった事があり、危険です。	関係者と共有

【2 公園の整備基準について】

No.	意見の内容	対応
意見 1	指定施設整備基準 1 出入口 (1) キ 出入口を横断する排水溝を設ける場合には、車椅子のキャスター及び白杖が落ち込まない構造のふたを設けること。(同様の他のところも同じ)	検討課題
意見 2	指定施設整備基準 3 階段 (1) オ 公園の基準では道路の基準と異なり、手すりの点字表示に「必要があれば」という表記がなかった。表示をつけるという基準にしてください。感謝です。	賛同
意見 3	指定施設整備基準 6 附帯設備 (4) イ 視覚以外で商品名や金額の情報提供をすること、および操作について音声ガイドがあることもつけ加えて頂きたい。	検討課題
意見 4	指定施設整備基準 7 提示版及び標識 (3) 弱視が見やすい高さに設けること。	啓発
意見 5	公園の便所にかかる整備基準 一般便房内設備について「ペーパーホルダー・水洗ボタン・非常呼び出しボタンなど」、jis0026 に準拠した配置にしてください。	検討課題
意見 6	公園の規模、管理の形態によって、トイレの利用頻度も違いますが、多目的なユニバーサルなトイレが一つ設置されるようになるとやはり、助かる親子もいると思います。	賛同
意見 7	公園の便所に関して、一番大事なことは、管理が行き届いているかどうかです。安心して、気持ちよく利用できるように、公園の規模、管理者、管理形態に関わらず、徹底することが望まれていると思います。清潔でないトイレは使用を我慢してしまうことがあります。 兄弟児を連れて公園で遊ぶ場合、トイレに行く時、お友達に子どもを頼めない場合は、親子 3 人で入ることになります。十分な広さと清潔性が保たれることが大切だと思います。	関係者と共有
意見 8	公園の出入口の柵が、大きい公園ほど狭く、車椅子で入れない。柵のすぐ側に多目的トイレがあるのに、遠回りしないと使用できない。障害が重い人ほど、早くトイレを使いたい。	関係者と共有
意見 9	すべての公園の出入口が狭くなっている。幅員が 90 cm あるとは思えない。C型の車止めだと、90 の幅を取っていても電動車椅子ではぶつかりながら通ることになる。	関係者と共有
意見 10	公園の車止めは外すことができないのか。 自転車やバイクの進入を防ぐ、という目的は理解できるが、それはマナーの問題であり、代わりに車椅子使用者が公園に入れなくなることについてはどうするのか。	関係者と共有
意見 11	公園でサッカーは禁止されていないのか。公園の側のバス停を利用しており、ボールが頭に当たると怖い。	関係者と共有

意見 12	公園利用のマナーを守ってくれない人が多い。	関係者と共有
意見 13	公園に多目的トイレがせっかくできても、清掃されていない。また、子どもが屋根に上ったりするなど遊び場にしてしまう。マナーの問題ではあるが、定期的にトイレをチェックしているのか。また、チェックする義務がないのか。	関係者と共有
意見 14	公園に行くための歩道がない。	関係者と共有

【3 適合証について】

意見なし

【4 表示板について】

意見なし

【5 その他】

No.	意見の内容	対応
意見 1	駅員が来なくて電車から降りられないことがよくある。大きな駅なら他の乗客に助けてもらえることもあるが、小さな駅だと乗り越すしかない。	関係者と共有

道路の整備基準（原案）

道路に関する一般都市施設整備基準（現行施行規則 別表第 3（第 4 条第 1 項））

	改正案
1 歩道	<p>歩道を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。</p> <p>(2) 歩行者の通行動線上には、段を設けないこと。</p> <p>(3) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。</p> <p>(4) 排水溝には、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。</p> <p>(5) 歩道が交差点又は横断歩道において車道と接する部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 車道との境界部分の段差は、2センチメートルを標準とすること。</p> <p>イ すりつけ勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>ウ すりつけ区間と歩道が車道と接する部分の間は、車いす使用者が円滑に回転できる構造とすること。</p>
2 案内標示	<p>案内標示を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。</p> <p>(2) 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。</p> <p>(3) 車いす使用者に見やすい高さに設けること。</p> <p>(4) 照明装置を設ける場合は、十分な照度を確保すること。</p>
3 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	<p>(1) 次の場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること（エに掲げる場所にあつては、連続して敷設すること。）。</p> <p>ア 歩道が交差点又は横断歩道において車道と接する部分</p> <p>イ 立体横断施設の昇降口に近接した路面</p> <p>ウ 指定施設（立体横断施設を除く。）の出入口等に面する歩道</p> <p>エ 不特定かつ多数の者が利用する施設又は視覚障害者が利用することの多い施設から最寄りの鉄道の駅又はバス停留所に至る道路のうち、視覚障害者を誘導することが必要である場所</p> <p>オ その他特に歩道上で視覚障害者を誘導し、又はその注意を喚起することが必要である場所</p> <p>(2) 視覚障害者誘導用ブロックの構造は、次のとおりとする。</p> <p>ア 大きさは、縦横それぞれ30センチメートル又は40センチメートルとすること。</p> <p>イ 色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該視覚障害者誘導用ブロックの部分を容易に識別できる色とするものとする。</p> <p>ウ 材質は、十分な強度を有し、歩行性、耐久性、磨耗性に優れた素材とすること。</p>

	<p>エ 形状は、次のとおりとすること。</p> <p>(ア) 突起の形状・寸法についてはJIS T9251に合わせたものとすること。</p> <p>(イ) 移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。</p> <p>(ウ) 視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。</p> <p>(3) 信号機により交通整理の行われている交差点又は横断歩道には、音響式信号機を設けるよう努めること。</p>
4 ベンチ等	必要に応じ、高齢者、障害者等が歩行中に休憩できるようなベンチ等を設けること。

道路に関する指定施設整備基準（（現行施行規則 別表第6（第4条第2項））

	改正案
1 通路	<p>通路(昇降部分を除く。以下この表において同じ。)は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。</p> <p>(2) 段を設けないこと。ただし、段を2の項に定める構造に準じたものとし、3の項に定める構造の傾斜路又は段差解消機を併設した場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>(4) 通路を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。</p>
2 階段	<p>昇降部分の階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。</p> <p>(2) 階段の両側には、次に定める構造の手すりを設けること。</p> <p>ア 高さが75センチメートル以上85センチメートル以下のものと高さ60センチメートル以上65センチメートル以下のものである二段の手すりを設けること。</p> <p>イ 階段の踊場の手すりは、連続して設けること。</p> <p>ウ 握りやすい形状とすること。</p> <p>エ 階段及び段(以下「階段等」という。)の始末端部から高齢者、障害者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。</p> <p>(3) 回り段としないこと。</p> <p>(4) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>(5) 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(6) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>(7) 段鼻には滑り止めを設けること。</p> <p>(8) けこみ板を設けること。</p>
3 傾斜路	<p>1の項に定める構造の通路に設ける傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、1.35メートル以上とすること。</p> <p>(2) 勾配は、8%以下とすること。</p> <p>(3) 高低差が75センチメートルを超える傾斜路については、高さ75センチメートル以内ごとに長さ1.5メートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>(4) 傾斜路の始末端部には、長さ1.5メートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>(5) 傾斜路の両側には、側壁又はさく及び高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。</p>

	<p>(6) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(7) 必要に応じ、次に定める構造の手すりを設けること。</p> <p>ア 高さが 75 センチメートル以上 85 センチメートル以下のものと高さ 60 センチメートル以上 65 センチメートル以下のものである二段の手すりを設けること。</p> <p>イ 傾斜路の平たんな部分の手すりは、連続して設けること。</p> <p>ウ 握りやすい形状とすること。</p> <p>エ 傾斜路の始末端部から高齢者、障害者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。</p>
4 エレベーター	<p>大規模な公共交通機関の施設を有し、業務機能が集積する区域に立体横断施設を設ける場合は、次に定める構造のエレベーターを設けること。</p> <p>(1) かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ 80 センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) かごの奥行きは 1.35メートル以上とすること。</p> <p>(3) かごの幅は 1.4メートル以上とし、車いすの転回に支障がない構造とすること。</p> <p>(4) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>(5) かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。</p> <p>(6) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。</p> <p>(7) かご内及び乗降ロビーに設ける操作盤のうち視覚障害者が利用するものは、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。</p> <p>(8) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(9) かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。</p> <p>(10) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(11) 乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは 1.5メートル以上とすること。</p> <p>(12) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p>
5 案内標示	<p>案内標示を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。</p> <p>(2) 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。</p> <p>(3) 高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。</p> <p>(4) 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保するこ</p>

	<p>と。</p> <p>(5) 案内標示の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。</p>
<p>6 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備</p>	<p>(1) 次の場所には、道路に関する一般都市施設整備基準の3の項(2)に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>ア 立体横断施設の昇降口並びに階段等及びエスカレーターの始末端部に近接した路面</p> <p>イ 不特定かつ多数の者が利用する施設又は視覚障害者の利用することの多い施設から最寄りの鉄道の駅又はバス停留所に至る立体横断施設の通路のうち、視覚障害者を誘導することが必要である場所</p> <p>(2) 階段等及び傾斜路の手すりの始末端部には、必要に応じ、点字による案内のための表示を行うこと。</p> <p>(3) エスカレーターを設ける場合は、くし板の端部と踏段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏段との境界を容易に識別できるものとする。</p>

公園の整備基準（原案）

公園に関する一般都市施設整備基準（現行施行規則 別表第 4（第 4 条第 1 項））

※下線部分…新たに追加した基準・項目

整備項目	一般都市施設整備基準
1 出入口	<p>出入口のうち 1 以上は次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90 センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち 1 以上は、90 センチメートル以上とすること。</p> <p><u>(3)</u> 出入口からの水平距離が 150 センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(4) (5)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(5) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。</p> <p>(6) 路面は平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(7) 出入口を横断する排水溝を設ける場合には、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。</p>
2 通路	<p>通路のうち 1 以上は次に定める構造とし、1 の項の規定により設けられた出入口に接続すること。</p> <p>(1) 幅は、180 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50 メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を 120 センチメートル以上とすることができる。</p> <p><u>(2)</u> (3)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p><u>(3)</u> 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(4) 縦断勾配は、5 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8 パーセント以下とすることができる。</p> <p><u>(5)</u> 横断勾配は、1 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況</p>

	<p>その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(6) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>(7) 路面は、平たんであること。</p> <p>(8) 通路を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ち込まない構造とすること。</p>
3 階段	<p>2の項の規定により設けられた通路に階段（その踊場を含む。以下同じ。）を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p><u>(1)</u> 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p><u>(2)</u> 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p><u>(3)</u> 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p><u>(4)</u> 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p><u>(5)</u> 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。</p> <p><u>(6)</u> 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p><u>(7)</u> 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。</p> <p>(8) 階段の始末端部に近接した通路には、次に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>ア 大きさは、縦横それぞれ30センチメートル又は40センチメートルとすること。</p> <p>イ 色は原則として黄色とすること。</p> <p>ウ 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色又は輝度の低下が少ない素材とすること。</p> <p>エ 形状は次のとおりとすること。</p> <p>(ア) 突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとすること。</p> <p>(イ) 視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。</p>
4 傾斜路	<p>2の項の規定により設けられた通路に傾斜路（階段又は段に代わり、</p>

	<p>又はこれに併設するものに限る。) を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。</p> <p>(3) 横断勾配は、設けないこと。</p> <p>(4) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>(5) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。</p> <p>(6) 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>
5 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 2の項に定める構造の通路に近接した場所に設けること。</p> <p>イ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。</p>
6 附帯設備	<p>(1) ベンチを設ける場合は、高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設け、両端に手すり又は大きめのひじかけのあるものを1以上設けること。</p> <p>(2) 野外卓を設ける場合は、天板の下部の高さ65センチメートル以上70センチメートル以下、奥行き45センチメートル程度のスペースを設けること。複数の野外卓を設ける場合は、それぞれ220センチメートル以上の間隔を空けること。</p> <p>(3) 水飲場を設ける場合は、1以上は高齢者、障害者等の円滑な利用</p>

	に適した構造とし、2の項に定める通路に接続すること。
7 掲示板及び標識	掲示板及び標識を設ける場合は、次に定める構造とすること。 (1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。 (2) 表示された内容が容易に識別できるものであること。 (3) 1から6の項までの規定により設けられた公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、1の項に定める出入口の付近に設けなければならない。

公園に関する指定施設整備基準（現行施行規則 別表第7（第4条第2項））

※下線部分…新たに追加した基準・項目

整備項目	指定施設整備基準
1 出入口	<p>(1) 出入口のうち2以上は次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p><u>イ</u> 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。</p> <p><u>ウ</u> 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>エ オに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。</p> <p>カ 路面は平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>キ 出入口を横断する排水溝を設ける場合には、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。</p> <p>ク 歩道上から出入口に至る経路には、次に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(ア) 大きさは、縦横それぞれ30センチメートル又は40センチメートルとすること。</p> <p>(イ) 色は原則として黄色とすること。</p> <p>(ウ) 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色又は輝度の低下が少ない素材とすること。</p> <p>(エ) 形状は次のとおりとすること。</p> <p>a 突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする</p> <p>こと。</p> <p>b 移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。</p> <p>c 視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。</p> <p>(2) (1)に定める構造の出入口以外の出入口に段が生じる場合は、3の項に定める構造に準じたものとする</p> <p>こと。</p>
2 通路	<p>通路のうち1以上は次に定める構造とし、1の項(1)の規定により設けられた出入口に接続すること。</p> <p>(1) 幅は、180センチメートル以上とすること。</p>

	<p>(2) (3)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(4) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p><u>(5)</u> 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(6) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>(7) 路面は、平たんであること。</p> <p>(8) 通路から広場等へ出入りする部分に段が生じる場合は、8%以下のこう配ですりつけることとし、切下げ部分の幅員は120センチメートル以上とすること。</p> <p>(9) 通路を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。</p>
3 階段	<p>2の項の規定により設けられた通路に階段（その踊場を含む。以下同じ。）を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 階段の両側には、以下に定める手すりを設けること。</p> <p>ア 高さ75センチメートル以上85センチメートル以下のものと高さ65センチメートルのものとを併設すること。</p> <p>イ 階段の踊場の手すりは連続して設けること。</p> <p>ウ 握りやすい形状とすること。</p> <p>エ 手すりは階段及び段の始末端部から高齢者、障害者等の昇降に支障のない程度に床面と並行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。</p> <p><u>オ</u> 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>(2) 回り段がないこと。</p> <p>(3) 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>(4) 段鼻には滑り止めを設けること。</p> <p>(5) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。</p> <p>(6) けこみ板を設けること。</p>

	<p><u>(7)</u> 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>(8) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。</p> <p>(9) 階段の始末端部に近接した通路には、次に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>ア 大きさは、縦横それぞれ 30 センチメートル又は 40 センチメートルとすること。</p> <p>イ 色は原則として黄色とすること。</p> <p>ウ 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色又は輝度の低下が少ない素材とすること。</p> <p>エ 形状は次のとおりとすること。</p> <p>(ア) 突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする。</p> <p>(イ) 視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。</p>
4 傾斜路	<p>2 の規定により設けられた通路に傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、120 センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 縦断勾配は、8 パーセント以下とすること。</p> <p><u>(3)</u> 横断勾配は、設けないこと。</p> <p><u>(4)</u> 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>(5) 高さが 75 センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅 150 センチメートル以上の踊場が設けられていること。</p> <p><u>(6)</u> 以下に定める手すりを<u>両側</u>に設けること。</p> <p>ア 高さ 75 センチメートル以上 85 センチメートル以下のものと高さ 65 センチメートルのものとを併設すること。</p> <p>イ 傾斜路の平坦な部分の手すりは連続して設けること。</p> <p>ウ 握りやすい形状とすること。</p> <p>エ 手すりは傾斜路の始末端部から高齢者、障害者等の昇降に支障のない程</p>

	<p>度に床面と並行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。</p> <p>(7) 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>
<p>5 駐車場</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 奥行きは、600センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設である旨の表示をすること。</p> <p>エ 2の項の規定により設けられた通路に近接した場所に設けること。</p> <p>オ 車いす使用者用駐車施設から2の項に定める構造の通路に至る経路は、同項に定める構造とすること。</p> <p>カ 水平な場所に設けること。</p> <p>キ 道路から駐車場に通ずる出入口には車いす使用者用駐車施設がある旨を、見やすい方法により表示すること。</p> <p>ク 道路から車いす使用者用駐車施設までの経路に誘導のための表示を行うこと。</p>
<p>6 附帯設備</p>	<p>(1) ベンチを設ける場合は、高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設け、両端に手すり又は大きめのひじかけのあるものを2以上設けること。</p> <p>(2) 野外卓を設ける場合は、天板の下部の高さ65センチメートル以上70センチメートル以下、奥行き45センチメートル程度のスペースを設けること。複数の野外卓を設ける場合は、それぞれ220センチメートル以上の間隔を空けること。</p> <p>(3) 水飲みを設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設けること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用できる高さとし、周囲には車いす使</p>

	<p>用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。</p> <p>ウ 水栓は、レバー式その他高齢者、障害者等が利用しやすい構造とすること。</p> <p>(4) 自動販売機、券売機、現金自動預入・支払機等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 前面には、車いす使用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。</p> <p>イ 操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。</p>
<p>7 掲示板及び標識</p>	<p>掲示板及び標識を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。</p> <p>(2) 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。</p> <p>(3) 高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。</p> <p>(4) 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。</p> <p>(5) 掲示板及び標識の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。</p> <p>(6) 1から6の項までの規定により設けられた公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は1の項に定める出入口の付近に設けなければならない。</p>

公園の便所にかかる整備基準

※建築物の部の便所としての基準適合を求める。

※下線部分…新たに追加した基準・項目

- 1 便所は以下の基準を満たすこと。
 - (1) 床面は粗面又は滑りにくい仕上げとすること。
 - (2) 便所の出入口の有効幅員は 80cm 以上とすること。
 - (3) 便所の出入口の戸は、高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
 - (4) 高齢者、障害者等が円滑に利用できる以下の構造の洗面器を 1 以上設けること。
 - ア 手すりを洗面器の前方（洗面器に耐荷重があり、体を支持できるものを除く。）及び両側に設けること。（乳幼児用を除く。）
 - イ 水栓は簡単に操作できるものとする。
 - ウ 洗面台の鏡は床上 90cm 以下から上方へ垂直に 80cm 以上の長さで設けること。
 - (5) 便所のうち 1 以上は、ベビーベッドを設けた便房(男女別の場合は各 1 以上)を 1 以上設け、その出入口にはその旨を表示すること。
 - (6) 便所のうち 1 以上は、ベビーチェアを設けた便房(男女別の場合は各 1 以上)を 1 以上設け、その出入口にはその旨を表示すること。
 - (7) 車いす使用者用便房がある便所は分かりやすく利用しやすい位置に設けること。
- 2 便所のうち 1 以上は、以下の基準を満たした車いす使用者用便房を 1 以上設けること。（男女別の場合は各 1 以上）
 - (1) 十分な空間を確保すること。
 - (2) 出入口には 30cm 以上の袖壁を設けること。（戸が自動的に開閉する構造で、円滑に利用できる場合を除く）
 - (3) 手すりを適切に配置すること。
 - (4) 手すりの位置及び構造は以下のア～カに掲げるものとする。
 - ア 手すりは腰掛便座の両側に水平部分の高さを合わせて設けること。
 - イ 壁側には L 型に手すりを設け、反対側には可動式の手すりを設けること。
 - ウ L 型の手すりは、水平部と鉛直部を有した構造とすること。
 - エ L 型手すりとは可動式の手すりの間隔は 70cm 以上 75cm 以下とすること。
 - オ 可動式手すりの長さは腰掛便座の先端に合わせる。
 - カ L 型手すりの縦手すりは腰掛便座先端から 25cm 程度とすること。
 - (5) 腰掛便座を適切に配置すること。
 - (6) 腰掛便座の位置及び構造は以下に掲げるものとする。

ア 腰掛便座はL型手すりと可動式の手すりの真ん中に設けること。

イ 腰掛便座の座面の高さは車いすの座面の高さに合わせること。

ウ 便器の洗浄ボタンは、簡単に操作できるものとする。

(7) 車いす使用者が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。

ア 水栓は簡単に操作できるものとする。

イ 洗面台の鏡は床上 90cm 以下から上方へ垂直に 80cm 以上の長さで設けること。

ウ 洗面器の下端の高さは車いす使用者のひざが入るよう、65cm 以上 70cm 以下とすること。

(8) 便房の出入口に車いす使用者が円滑に利用できる旨の表示をすること。

(9) 紙巻器は便座から手の届く位置に設けること。

(10) 非常用呼び出しボタンを便座から手の届く位置と、転倒した場合を想定した位置の2か所に設けること。(設置した場合は、当該基準を遵守すること。)

3 便所のうち1以上は、以下の基準を満たした水洗器具を設けた便房を1以上設けること。(男女別の場合は各1以上)

(1) 便房の出入口に水洗器具を設けた便房である旨の表示をすること。

(2) 水洗器具を設けた便房内に、汚物入れ、棚及びフックを適切に設けること。(汚物入れについては、管理者が常駐している場合に限る。)

(3) 専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン、紙巻器を適切に配置すること。

4 便所内に男性用小便器を設ける場合は、そのうち1以上は次に掲げるものであること。

(1) 床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが 35cm 以下のものに限る)その他これらに類する小便器とすること。

(2) 前面・両側に手すりを設けること。(乳幼児用を除く。)

(3) 前面に設ける手すりは、便器の面と合わせること。

(4) 前面に、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

5 便所内にその他の便房を設ける場合は、当該便所のうち1以上(男女別の場合は各1以上)は次に掲げるものであること。

(1) 手すりを設けること。

(2) 戸は高齢者、障害者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 便器は腰掛便座とすること。



■ C:100 M:30 K:60

サイズ：w200×h255mm

素材：TSL板（3mm厚）、印刷



横浜市福祉のまちづくり条例

一般都市施設整備基準適合証



様

横浜市 印

次の施設について、横浜市福祉のまちづくり条例第25条に規定する、
一般都市施設整備基準に適合していることを証します。

名称	
所在地	
その他の 事項	
施設種類	
施設区分	


◎適合状況◎

敷地内の通路

外部出入口


傾斜路





横浜市福祉のまちづくり条例

指定施設整備基準適合証



様

横浜市 印

次の施設について、横浜市福祉のまちづくり条例第25条に規定する、
指定施設整備基準に適合していることを証します。

名称	
所在地	
その他の 事項	
施設種類	
施設区分	

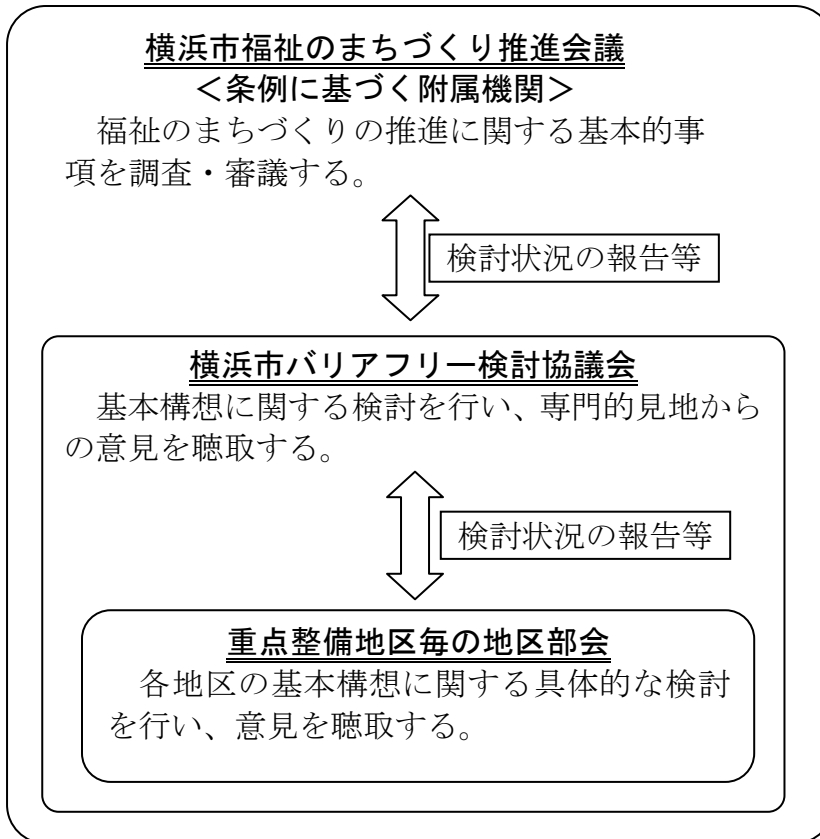
◎適合状況◎

移動等 円滑化経路	廊下等	階段	傾斜路	便所
ホテル及び 旅館の客室	敷地内の 通路	駐車場	浴室等	出入口
エレベーター 等	標識	案内 設備	案内設備 までの経路	客席及び 舞台
情報伝達 設備	警報設備及び 避難口誘導灯	附帯 設備	子育て 設備	点状 ブロック等



横浜市バリアフリー基本構想について

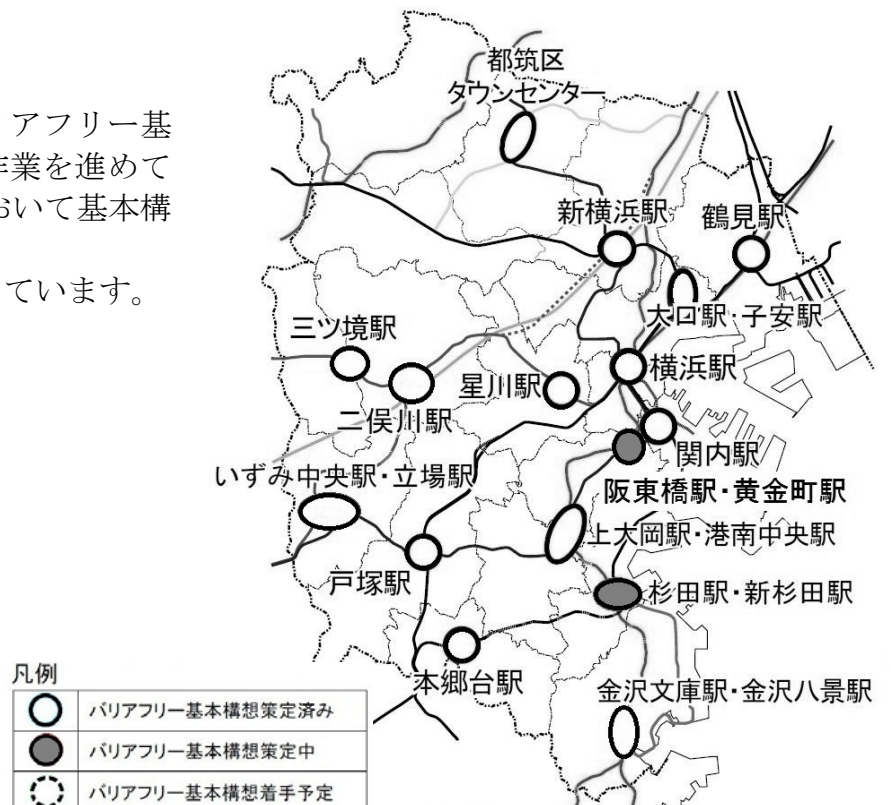
1. 横浜市の検討体制



2. 基本構想の策定状況

横浜市では、1区1地区でバリアフリー基本構想を策定することを目標に作業を進めており、これまで、市内14地区において基本構想を策定しました。

現在、2地区で検討作業を行っています。



策定済み地区【14地区】

	地区名	該当区	開始	策定	整備目標年次
1	関内駅周辺	中区	H15.8	H16.8	平成22年
2	鶴見駅周辺	鶴見区	H15.9	H16.8	平成22年
3	横浜駅周辺	西区	H16.2	H18.8	平成22年
4	新横浜駅周辺	港北区	H16.3	H18.8	平成22年
5	三ツ境駅周辺	瀬谷区	H17.6	H19.3	平成22年
6	上大岡駅・港南中央駅周辺	港南区	H18.8	H20.5	平成22年
7	戸塚駅周辺	戸塚区	H18.7	H20.5	平成22年
8	都筑区タウンセンター	都筑区	H20.6	H22.5	平成26年
9	星川駅周辺	保土ヶ谷区	H21.4	H23.3	平成27年
10	本郷台駅周辺	栄区	H21.7	H23.8	平成28年
11	大口駅・子安駅周辺	神奈川区	H22.2	H23.12	平成28年
12	二俣川駅周辺	旭区	H22.8	H24.5	平成29年
13	金沢八景駅・金沢文庫駅周辺	金沢区	H22.10	H25.3	平成29年
14	いずみ中央駅・立場駅周辺	泉区	H23.8	H25.3	平成29年

策定中の地区【2地区】

	地区名	該当区	開始	策定 (予定)	直近の 作業・予定
15	杉田駅・新杉田駅周辺	磯子区	H24.7	H26.3	第5回地区部会 (H25秋)
16	阪東橋駅・黄金町駅周辺	南区	H25.7	H27.3	第2回地区部会 (H25秋)

◆ 今後のスケジュール

年度	月	内容
25 年度	6 月	福祉のまちづくり条例施行規則改正案（道路・公園の整備基準等の改正）の意見募集（6 月 17 日～7 月 16 日）
	7 月	改正福祉のまちづくり条例施行規則（建築物の整備基準の改正）公布
	8 月	第 34 回福祉のまちづくり推進会議の開催 ・福祉のまちづくり条例施行規則改正原案（道路・公園等の整備基準等の改正）について
		施設整備マニュアル改正版（建築物関係）の公表
		子ども用啓発パンフレットの配布（市内小学校）
	9 月	改正福祉のまちづくり条例施行規則（道路・公園の整備基準等の改正）公布
	10 月	第 50 回福祉のまちづくり推進会議小委員会の開催
	11 月	施設整備マニュアル改訂版（道路・公園関係）の完成
	12 月	第 51 回福祉のまちづくり推進会議小委員会の開催
		福祉のまちづくり研修の開催（市職員・市内建築関係事務所対象）
	平成 26 年 1 月	改正福祉のまちづくり条例・条例施行規則 施行
		第 52 回福祉のまちづくり推進会議小委員会の開催
	平成 26 年 3 月	ふくまちフォーラムの開催
第 35 回福祉のまちづくり推進会議の開催		

小委員会委員名簿（案）

（50音順・敬称略）

	区分	氏名	ふりがな	役職
1	学識経験	大原 一興	おおはら かずおき	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 教授
2	関係団体	清水 龍男	しみず たつお	横浜市心身障害児者を守る会連盟 副代表幹事
3	市長が必要と認めるもの	鈴木 やよい	すずき やよい	特定非営利活動法人 横浜市民アクト 理事
4	臨時委員	関口 清春	せきぐち きよはる	鶴見てらお福まち協議会作業部会長
5	学識経験	中村 美安子	なかむら みやこ	神奈川県立保健福祉大学 社会福祉学科 准教授
6	市長が必要と認めるもの	仁木 淳	にき じゅん	市民公募
7	市長が必要と認めるもの	山田 美智子	やまだ みちこ	よこはま一人子育てフォーラム